

# 「容器包装リサイクル法」は、環境負荷の少ない 循環型社会の構築を目指しています

## 1. 法律の背景・基本的考え

### (1) 容器包装廃棄物の減量・リサイクルは社会からの要請

商品に付された容器包装は、わが国の社会の高度化とともに優れた機能性と利便性をもたらし、日常生活において重要な役割を担ってきました。

一方では、大量生産・大量消費の結果、これらが廃棄物として大量に排出される結果をもたらし、日本国内で排出される家庭ゴミのうち、容器包装廃棄物が約6割（容積比）を占める状況となっています。

地球規模での環境への関心が高まる中で、容器包装を製造・利用する事業者、容器包装廃棄物の排出者である消費者、容器包装廃棄物の収集者である市町村のそれぞれが協力して、容器包装廃棄物の減量化・再商品化（リサイクル）の取組を行うことが求められています。

このため、関係者（消費者、市町村、事業者）が協力して容器包装廃棄物の減量化・リサイクルを進め、その資源の有効利用と生活環境の保全を図るために、平成7年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法）が制定され、平成9年4月に一部施行、平成12年4月から完全施行されました。

さらに、平成18年6月には、より一層の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進などを目的とした改正法が成立し、同年12月以降、段階的に施行されています。

### (2) この法律はそれぞれの役割分担で機能します

容器包装リサイクル法は、従来の市町村だけが一般廃棄物の処理に関する責任を負うという仕組みと異なり、消費者・市町村・事業者のそれぞれの役割を明確に規定し、役割分担の下、それぞれの立場で容器包装廃棄物の減量化・リサイクルに積極的に参加するシステムの確立を目指しています。

#### ○ 消費者・市町村・事業者の役割分担

消費者の 役割	容器包装廃棄物の排出抑制に努めるとともに、市町村の分別ルールに従って分別排出に協力する。 (法第4条、法第10条3項)
市町村の 役割	分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じる役割を負う。 (法第6条、法第8条)
事業者の 役割	容器包装廃棄物の排出抑制に努めるとともに、製造・利用した容器包装の量に応じて再商品化（リサイクル）を行う義務を負う。 (法第4条、法第11条・12条・13条)

## 2. 対象となる容器包装

容器包装リサイクル法で対象となる「容器包装」は、家庭等から出される廃棄物のうち、びん、缶、紙製及びプラスチック製などの商品の容器及び包装であって、この商品が消費されたり、または、商品と分離された場合に不要になるものと規定されています。（法第2条）

### 分別収集の対象となる容器包装

種 類	再商品化義務の有無	再商品化手法
ガラス製容器	有	カレット化等
PETボトル	有	ペレット化等
プラスチック製容器包装	有	プラスチック原材料等油化・高炉還元・ガスコークス炉化学原料化
紙製容器包装	有	製紙原料＋燃料化 建築ボード・古紙解繊等＋燃料化
スチール缶	無	
アルミ缶	無	
飲料紙製容器	無	
段ボール	無	

- 注：1. スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器（アルミニウムが使われていないもの）、段ボールは、市町村が分別収集した段階で回収業者に有償又は無償で引き取られ再商品化されているため、容器包装リサイクル法による再商品化義務の対象から除外されています。
2. カレット化とは、回収したガラスびんを細かく砕いてびんの原料とすることです。
3. ペレット化とは、回収したPETボトルを破砕したもの（フレーク）を加熱して、粒状に加工することです。ペレットは、主に繊維を作る原料になります。

○容器包装の具体的な判断については、「容器包装に関する基本的な考え方」を参照下さい。

[http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youuki/kihon.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youuki/kihon.pdf)

### 3. 再商品化義務を負う事業者(個人も該当します)

「ガラス製容器包装」「ペットボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」のいずれかの容器を使って商品を販売している事業者は、容器包装リサイクル法の定める「特定事業者」として再商品化義務が生じます。また、これらの特定容器を製造等している事業者も「特定事業者」として再商品化義務が生じます。

「特定事業者」は次の3つに区分されます。

#### (1) 特定容器利用事業者

販売する商品に特定容器を用いる事業者(特定容器のついた商品を輸入する場合も含む)

例: 食品、清涼飲料、酒類等を製造し、容器につめて販売する製造業者/卸・小売業者/飲食店(テイクアウト用)/容器入り食品の輸入業者など。

#### (2) 特定容器製造等事業者

特定容器の製造をする事業者(特定容器を輸入する事業者を含む)。

例: びん、紙箱、袋などの容器製造業者/容器の輸入業者など

#### (3) 特定包装利用事業者

販売する商品に包装紙などの特定包装を用いる事業者(特定包装のついた商品を輸入する場合も含む)。

例: 食品などの製造業者/卸・小売業者/飲食店(テイクアウト用)/包装した食品の輸入業者など



#### 特定容器、特定包装とは？

「容器包装」は「特定容器」と「特定包装」に区分されます。

「特定容器」は主務省令で定められており、銅製、アルミニウム製、ガラス製、紙製、プラスチック製、その他の各素材別に容器の形状、構造を有しているもの。

「特定包装」は、特定容器以外のものと定義されており、概ね「商品を包んでいるもので、その面積の2分の1を超えているもの」が判断の目安になります。

詳細はこちら [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/kihon.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/kihon.pdf)

#### 小規模事業者は法律の適用除外になります

上記(1)から(3)の事業者であっても、次の企業規模であれば適用除外。

主な業種	常時従業員数		年間売上高
製造業等	20人以下	かつ	2億4000万円以下
商業・サービス業	5人以下	かつ	7000万円以下

#### 4. 再商品化のための3つのルート

容器包装リサイクル法では、「事業者自身が利用した容器包装の量、製造した容器包装の量に応じて再商品化すること」となっています。

特定事業者が再商品化義務を果たすには次の3とおりの方法があります

##### ① 指定法人ルート

主務大臣が認定した指定法人に再商品化を委託するものです。契約に基づいた委託料金を指定法人に支払い、再商品化を代行してもらうことで、再商品化義務を履行したとみなされます。

⇒ 指定法人との契約は前年度の3月末日まで

<http://www.jcpra.or.jp/specify/index.html>

##### ② 独自ルート

一定の基準を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者が自ら又は委託(指定法人以外)して再商品化を実施するものです。

⇒ 主務大臣への申請期限は前年度の1月末日まで

##### ③ 自主回収ルート

特定事業者が自ら、または委託により回収するものです。

一定の回収率(おおむね90%)を達成している又は達成する見込みがある場合、主務大臣の認定を受けることができます。この場合おおむね10%については再商品化義務が免除されます。

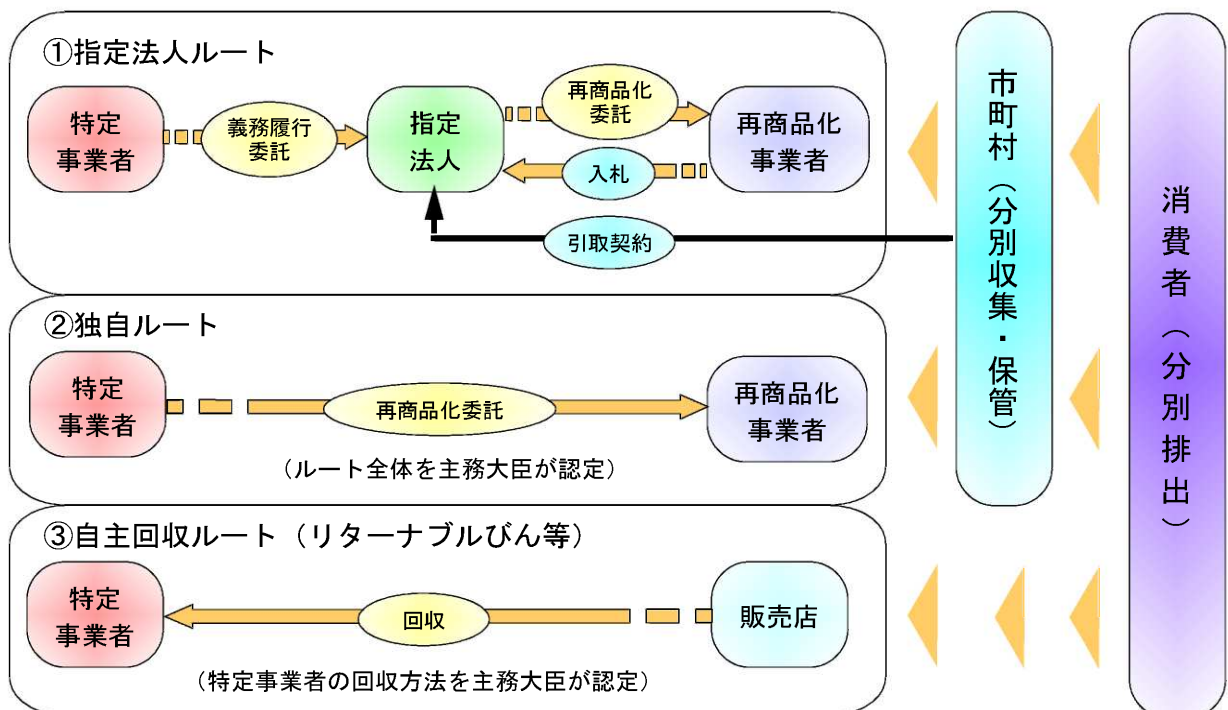
⇒ 主務大臣への申請期限は前年度の6月末日まで

[http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/ryuijikou.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/ryuijikou.pdf)

(様式1) [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/ryui\\_yousiki1.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/ryui_yousiki1.pdf)

(様式2) [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/ryui\\_yousiki2.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/ryui_yousiki2.pdf)

#### 【3つの方法のイメージ】



## 5. 再商品化義務量の算出方法

特定事業者は、それぞれの業種、使用する容器包装の種類によって再商品化を行う義務量は異なります。そのため、容器包装の利用（製造）量に応じて再商品化義務量を算出します。

$$\boxed{\text{再商品化義務量 (kg)}} = \text{排出見込量 (kg)} \times \boxed{\text{算定係数}}$$

- \* 排出見込量とは、最終的に家庭から廃棄物として排出される分です。
- \* 算定係数とは、主務大臣の公表する量・比率により係数化したものです。

まず、特定事業者は予め、容器包装廃棄物の排出見込量を下記により算定する必要があります。

排出見込量の算出に当たっては、原則として自主算定方式で算定し、自主算定方式による算定ができない場合は、簡易算定方式で算定することができます。

### (1) 自主算定方式による場合

自ら利用する容器包装の容器包装廃棄物としての排出見込量を必要な調査により把握し、次の方法で算定します。

$$\text{排出見込量 (kg)} = \text{① 当該業種において販売した商品に用いた特定容器・包装の量 (kg)} - \text{② ①のうち自ら又は他者への委託により回収した量 (kg)} - \text{③ ①のうち事業活動により費消された商品に用いた量 (kg) (②と重複する量を除く)}$$

\* 自主算定を原則としています。②と③の把握に努めて下さい。

### (2) 簡易算定方式による場合（上記算定式の③の把握が困難な場合）

平成19年度より、簡易算定方式においても個別の店頭回収努力が反映されるよう、「自ら又は他者への委託により回収した量」を個別に控除できるようになりました。

$$\text{排出見込量 (kg)} = \left[ \text{① 当該業種において販売した商品に用いた特定容器・包装の量 (kg)} - \text{② ①のうち自ら又は他者への委託により回収した量 (kg)} \right] \times \text{④ 100-事業系比率 (\%)} \\ \text{(主務大臣が公表)}$$

\* 具体的算定方法については、【特定事業者による容器包装廃棄物として排出される見込量の算定のためのガイドライン】を参照下さい。

[http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/guideline.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/guideline.pdf)

## 6. 指定法人への委託による義務履行方法

### (1) 指定法人との契約は

主務大臣が指定した指定法人「財団法人日本容器包装リサイクル協会」に委託して再商品化義務を果たすには、委託契約の申し込みが必要です。最寄りの商工会、商工会議所もしくは指定法人へお問い合わせ下さい

### 《問い合わせ先》

財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル  
TEL: 03-5251-4870 (コールセンター)  
ホームページ <http://www.jcpra.or.jp/>

### (2) 委託料の算定は

#### < 自主算定方式 >

$$\text{委託料金 (円)} = \text{排出見込量 (kg)} \times \text{自主算定係数} \times \text{委託単価}$$

再商品化義務量

#### < 簡易算定方式 > 自主算定方式での算定が困難な場合 (事業所向け販売量が把握できない場合)

$$\text{委託料金 (円)} = \left[ \text{年間に使用した特定容器・包装の量 (kg)} - \text{自ら又は他者に委託して回収した量 (kg)} \right] \times \text{簡易算定係数} \times \text{委託単価}$$

再商品化義務量

⇒ 算定係数・委託単価はこちらを参考 <http://www.jcpra.or.jp/specify/index.html>

## 7. 帳簿の記載は義務

特定事業者は、主務省令で定められた必要事項を帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません(法第38条)。

### 【帳簿の記載事項】

1	再商品化義務量	
2	義務量を算定する際に用いた排出見込量	
3	利用者	当該年度の特定容器の利用見込量 ①販売した商品に用いた特定容器包装の量(前事業年度) ②販売する商品に用いる特定容器包装の見込量 (特定容器包装の利用を開始する時または終了する時) ③(初年度に商品に用いた特定容器包装の量/初年度商品販売月数)×1.2 (特定容器包装の利用を開始した年度の次年度の場合または次次年度において次年度の実績量が確定していない場合)
	製造等事業者	当該年度の特定容器の販売見込量 ①販売した特定容器の量(前事業年度) ②販売する特定容器の見込量 (特定容器の製造等を開始する時または終了する時) ③(初年度に販売した特定容器の量/初年度商品販売月数)×1.2 (特定容器の製造等を開始した年度の次年度の場合または次次年度において次年度の実績量が確定していない場合)
4	2の排出見込量を自主算定した場合	
5	利用者	特定容器を用いた商品を輸出している場合 ①特定容器の種類 ②特定容器の量 ③特定容器を用いた商品の輸出先
	製造等事業者	特定容器を輸出している場合 ①特定容器の種類 ②特定容器の量 ③特定容器の輸出先
6	自主回収の認定を受けている場合	
7	排出見込量を自主算定した場合	
8	指定法人と再商品化契約を締結する場合の再商品化契約事項	

◆帳簿の記載例はこちらを参照 [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/youki/sample.pdf](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/sample.pdf)

## 8. 排出抑制に向けた取組の促進

平成19年4月1日より、指定される小売業に属する事業を行う者（指定容器包装利用事業者）は、国が定める判断の基準となるべき事項に基づき、容器包装の使用の合理化のための取組を行うことが義務づけられました。

さらに、指定容器包装利用事業者のうち、年間50トン以上の容器包装を用いた容器包装多量利用事業者は、取組の実施状況の定期報告が義務づけられました。

### (1) 指定容器包装利用事業者とは？

以下の小売業を営む事業者は、指定容器包装利用事業者として、容器包装の使用の合理化により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための取組を行うことが必要です。

- ① 各種商品小売業
- ② 織物・衣服・身の回り品小売業
- ③ 飲食料品小売業
- ④ 自動車部分品・付属品小売業
- ⑤ 家具・じゅう器・機械器具小売業
- ⑥ 医薬品・化粧品小売業
- ⑦ 書籍・文房具小売業
- ⑧ スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
- ⑨ たばこ・喫煙具専門小売業

主たる事業でなくてもこれらの小売業に属する事業を行っている場合は、その事業において容器包装の使用の合理化のための取組を行う義務があります。

例：主たる事業は食品製造業であるが、飲食料品小売業に属する事業を行っている場合。

### (2) 判断の基準となるべき事項とは？

指定容器包装利用事業者が容器包装の使用の合理化のための取組を進めるにあたり、具体的にどのような取組が考えられるかを例示したものです。

## 目標設定

容器包装の使用原単位(※)に関する目標を設定

### 消費者に働きかける取組

#### 容器包装の有料化

レジ袋を始め、消費者に提供される容器包装の有料化を実施。

#### マイバッグ等の利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタル等を実施。

#### ポイント制等の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典の提供、又はポイント制の実施

#### 声かけの励行

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうかの声かけの励行。

### 事業者自らの取組

#### 薄肉化・軽量化された容器包装の使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄く、軽いものを採用・調達。

#### 適切な寸法の容器包装の使用

大きめなサイズの容器包装を控え、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用。

#### 商品の量り売り

生鮮食品等の販売で量り売りを行い、予め袋詰めすることを控える。

#### 簡易包装化の推進

二重包装を控える、商品を部分的に包装する等。

### その他

情報の提供、体制の整備等、安全性の配慮、容器包装の使用の合理化の実施状況の把握、関係者との連携

※容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係を持つ値で除して得た値

### (3) 容器包装多量利用事業者の定期報告義務

指定容器包装利用事業者のうち、当該年度の前年度において用いた容器包装（紙・段ボール・プラスチック製容器包装及びその他の容器包装の合計）の量が50トン以上である事業者が、容器包装多量利用事業者となります。

容器包装多量利用事業者は、前年度に用いた容器包装の量及びその使用原単位等を算出し、毎年度、6月末日までに定期報告書にこれらの量と容器包装の使用の合理化のための取組状況について記入し、提出する必要があります。

#### 定期報告義務の概要

対象者	容器包装多量利用事業者（当該年度の前年度において用いた容器包装の量が50トン以上である事業者）
提出方法	郵送その他指定の方法
提出時期	平成20年度以降、毎年度6月末日まで 注)「年度」とは、4月から翌年3月までのこと。
提出先	事業所管官庁の長又はその地方支分部局の長 (例：九州の飲食料品小売業者の場合は、九州農政局長に提出)

#### 報告事項

- (1) 事業者概要  
事業者名、代表者氏名、所在地、業種、報告書作成責任者名
- (2) 容器包装を用いた量  
プラスチック製容器包装、紙製容器包装、段ボール製容器包装等
- (3) 当該容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値  
売上高（円）、店舗面積（㎡）等
- (4) 容器包装の使用原単位（前年度分）及びその「対前年比」  
(2)の容器包装を用いた量を(3)の密接な関係を持つ値で除した値。  
例：〇〇kg/円（売上高）、〇〇kg/㎡（店舗面積）
- (5) 容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明  
(変更する場合はその理由と変更後の算出方法の説明)
- (6) 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況
- (7) 容器包装の使用原単位を改善できなかった場合、その理由
- (8) 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組
- (9) その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

◆ 定期報告の具体的内容については、「排出抑制促進措置に係る定期報告ガイドライン」をご覧ください。

- |             |   |
|-------------|---|
| 【ガイドライン本文】  | <a href="http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_guideline.pdf">http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_guideline.pdf</a> |
| 【別紙1：記入例】   | <a href="http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_sample1.pdf">http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_sample1.pdf</a>     |
| 【別紙2：帳簿記載例】 | <a href="http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_sample2.pdf">http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_sample2.pdf</a>     |
| 【定期報告書様式】   | <a href="http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_data01.doc">http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/youki/teiki_data01.doc</a>       |

## 9. 義務を怠ると

法律で定められた再商品化の義務、帳簿の記載・保存義務等を怠ると罰則が適用されます（法第46条、法第48条）。さらに、容器包装廃棄物の排出抑制促進措置及び定期報告に関して、容器包装多量利用事業者が義務を怠った場合も、罰則が適用されます（法第46条の2、法第48条）。

また、必要に応じて、事業や再商品化の状況についての報告の徴収（法第39条）、帳簿や書類などの立入検査（法第40条）を実施することがあります。

特定事業者の行為	罰 則
再商品化義務を履行しなかった場合 （指導・助言→勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます）	100万円以下の罰金
帳簿の記載をしない、虚偽の記載をする、帳簿を保存しない場合	20万円以下の罰金
容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合 （勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます）	50万円以下の罰金
定期報告書を提出しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
報告を求められた時、報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
立入検査を求められた時、拒んだり、妨げたりした場合	20万円以下の罰金

## 10. 問い合わせ先

問い合わせ先	住 所	電 話	FAX
九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	〒860-8527 熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内・4390)	096-211-9826
八代地域センター	〒866-0896 八代市日置町171-1	0965-35-7311	0965-35-7122
福岡地域センター	〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21	092-281-8261	092-281-3202
北九州地域センター	〒803-0817 北九州市小倉北区大手町 13-26小倉第二合同庁舎	093-561-1596	093-581-1214
佐賀地域センター	〒840-0803 佐賀市栄町3番51号	0952-23-3134	0952-26-2838
長崎地域センター	〒852-8106 長崎市岩川町16-16 長崎地方合同庁舎	095-845-7121	095-845-7183
大分地域センター	〒870-0047 大分市中島西1丁目2番28号	097-532-6131	097-532-6135
宮崎地域センター	〒880-0801 宮崎市老松2丁目3-17	0985-22-3184	0985-27-2035
延岡地域センター	〒882-0803 延岡市大貫町1-2915 延岡合同庁舎	0982-33-0700	0982-33-3600
鹿児島地域センター	〒892-0816 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-222-7590	099-224-1501
鹿屋地域センター	〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3222	0994-42-0178

### ◇◇◇ ご協力下さい ◇◇◇

本制度の趣旨、内容を正しく理解していただくことと、再商品化(リサイクル)の実施状況等の確認を行うため、農政局・地域センターの職員が皆様(事業所)のもとへ出向くことになっています。その際は、ご協力をお願い致します。